

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定による平成30年11月30日付け大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

令和元年5月10日

京都市長 門川大作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カナート洛北

京都市左京区高野西開町36番地

2 主な意見の概要

- ・ 増床に伴う来客車両の増加により、店舗北側及び南側の生活道路への負荷が大きくなり、交通渋滞や排気ガス噴出等による周辺環境の悪化が危惧されるため、以下のとおり、店舗を利用する車両をより適切に処理できる方策を求める。
- ・ 施主と住民の協議の場において、施主は店舗から幹線道路である北大路通に抜ける通路の整備の可能性を示唆した。他地域の大規模小売店舗の事例等も踏まえ、当該地においても、積極的かつ斬新な対策を検討、実施してほしい。
- ・ 当該店舗開設時に、近隣住民は渋滞緩和のため、店舗南側出口から川端通へ抜ける道路の三車線化を要望したが、不完全な整備に留まっており、引き続き、三車線化等の整備を図ってほしい。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

令和元年5月10日(金)から同年6月10日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)